

あなたの市民活動を応援します！

市民活動災害補償保険 のご案内



市民の方が安心して地域活動やボランティア活動を行えるよう、市民団体の市民活動中に起きた事故に対して、市があらかじめ保険料を負担し補償します。この保険に対する、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

柏市役所 地域づくり推進部 地域支援課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話：04-7167-1111(代表) 04-7167-1126(直通)

FAX:04-7167-8103

HP：<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/053000/p001052.html>

→様式のダウンロードが出来ます

■保険の種類

賠償責任補償

行事の主催者又は指導者に賠償責任が問われた場合の補償

傷害補償

行事の主催者、指導者と参加者の傷害事故に対する補償

■対象となる活動

※次の要件の全てを満たす活動

- ① 自主的に構成された団体や、町会・自治会・区等が行っている活動
- ② 無報酬の活動（交通費などの実費支給は除きます）
- ③ 公益性のある活動
- ④ 計画的・継続的に行われている活動

※保険の適用範囲には、準備活動中、活動場所への往復途中の事故も含まれます。

	対象となる市民活動
地域社会活動	ふるさと協議会、町会・自治会・区などの行う、防犯、防災、防火、交通安全、清掃、まつり、募金などの活動
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年育成活動、非行防止パトロールなどの活動
社会福祉奉仕活動	福祉施設援護活動、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳などの活動
市主催・共催事業への参加・手伝い	市民活動に準ずる市主催・共催事業の直接の参加者で、ボランティアスタッフ、イベント、講座の参加者（当日の参加者として、名簿に名前が載っている方）が対象になります。事業の直接の参加者ではない、不特定多数の方は保険の対象となりません。

※活動の受益者となる方は、この保険の対象となりません。

【受益者の例】

- ふれあいサロンを利用する高齢者・子育てサロンを利用する親子・老人会演芸大会の観覧者
- ・チャリティーコンサートの観客 等

※各種スポーツ・レクリエーション活動は対象となりませんが、公益を目的とする団体が、その目的の達成のために行うものについては対象となる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

■対象とならない事故・活動

- ① 学校教育又は職域での活動
- ② 宗教、政治又は営利を目的とした活動
- ③ 地震などによる事故
- ④ けんかや自殺、犯罪行為による傷害
- ⑤ 山岳登山、その他危険なスポーツによる傷害
- ⑥ 各種スポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動
（上記の、対象となる活動を除く）

■補償の内容

賠償責任補償

市民活動中に、不測の事故により市民活動の参加者または第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負うことによる損害を補償するものです。

身体賠償	限度額 1名 6,000万円 1事故 2億円	※免責金額（自己負担額） 1事故につき1万円
財物賠償	限度額 1事故 100万円	
受託品賠償	限度額 1事故 100万円	

傷害補償

市民活動中（指導者が定めた集合、出発または解散場所と、指導者等または参加者の住居との通常の経路往復中を含む）に、偶然に発生した予知されない出来事による事故で、指導者等や参加者が死亡または傷害を負った場合に補償するものです。

死亡補償	200万円
後遺障害補償	200万円～6万円 (障害程度による)
入院補償	1日 3,000円 (事故の日から180日を限度)
通院補償	1日 2,000円 (事故の日から180日以内の通院日数に対し、90日を限度とする)

※身体に内蔵する原因によるもの（腰痛、むち打ち等）は、その時起こった事故が原因で傷害になったとは言い切れないため保険の対象となりません。

■もし事故が起きたら…。

万一、事故が発生したときは、地域支援課にお問い合わせください。保険の対象となる場合は、すみやかに（事故後15日以内）事故報告書（別添様式）を団体の代表者から下記の資料を添えて、地域支援課へ届け出てください。

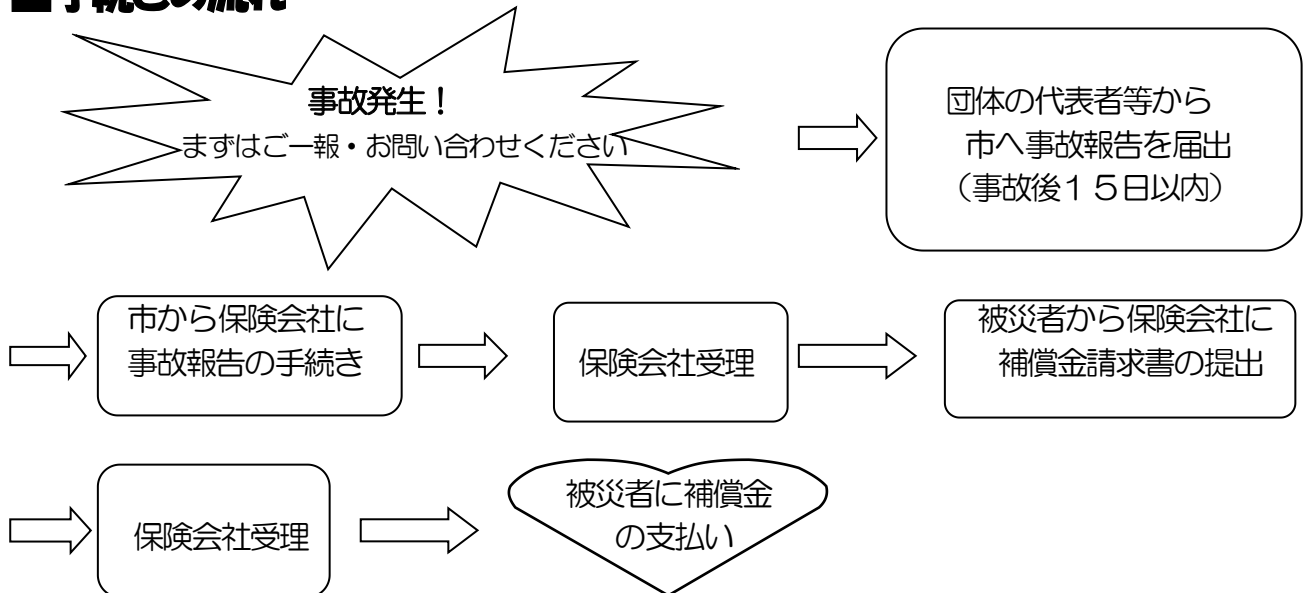
添付資料

- 1 団体の概要が把握できる資料（会則・規約など）
- 2 当日の参加者名簿
(当日活動に参加した方々の、お名前だけが分かるものでも構いません。)
- 3 団体の年間行事計画表
- 4 事故発生日、場所、時間などが把握できる資料（お知らせ文、通知文等）

※ 活動への往復途中の事故の場合は、別途地図（自宅・目的地・事故現場がわかるもの）を添付してください。

医療機関の診断書は必要ありません（保険会社の指示により、必要となる場合もあります）。

■手続きの流れ



■市民活動災害補償保険Q&A =これって保険の適用になるの? =

保険適・否のポイント

- ①自主的な活動であること。
- ②無報酬の活動であること。(交通費などの実費支給は除きます)
- ③あらかじめ計画された活動で、活動の時間・範囲等がきちんと計画されていること。
また、参加者名簿を備え、当日の参加者(出席者)が確定される活動であること。
- ④公益的な活動であること。
- ⑤活動の直接の参加者であること。

Q1 町会の運動会で、二人三脚に参加中転んで足を捻挫してしまった。

A 怪我をした本人が、競技に自主的に参加していたのであれば、適用になります。

しかし、「運動会に参加していた子どもが、同じ小学校敷地内にある鉄棒で遊んでいて、誤って落ちて怪我をしてしまった。」というような場合は、運動会の競技に参加していたわけではないので、市民活動中の事故とは言えません。そのため、この場合は保険の適用になりません。

Q2 町会のお祭りの準備に向かう途中、自転車で転んで腕の骨を折ってしまった。

A 活動が、町会の年間行事計画表に載っている活動であれば、往復途中の事故も適用になります。

しかし、直接現地へ向かったわけではなく、途中ついでにどこかのお店へ立寄って、私的な買い物をしてから向かったということになると、目的が「お祭りの準備に行くため」ではなくなってしまうため、適用になりません。

Q3 市主催事業の「おもしろニュースポーツ調査隊」に参加し、ニュースポーツの体験中、参加者の子ども同士がぶつかり、前歯を折ってしまった。

A 市民活動に準ずる市主催・共催事業に参加していた場合は、スポーツ・レクリエーション動、芸術・文化活動に該当する活動であっても、保険の適用となります。この場合、ケガをした本人が事業の直接の参加者であることが前提です。当日の見学者等、不特定多数の方は保険の適用になりません。

また、直接の参加者であっても当日の指導者の注意を守らず、悪ふざけをしていて事故にあった場合も、保険の対象とはなりません。

★その他、御質問等のお問い合わせは…地域支援課(TEL7167-1126)まで